第41回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 平成26年8月4日(月)午後2時~午後4時
- 2 場 所 山梨県防災新館 409会議室
- 3 出席者 委員(敬称略) 青木進、芦澤公子、石井迪男、石川恵、牛奥久代、 漆原正二、風間ふたば、片谷教孝、塩沢久仙、島崎洋一、 角田謙朗、土橋金六、永井寛子、原田重子、藤巻光美、 舩木直美、古屋寿隆、望月清賢、山縣然太朗、山本紘治、 横内幸枝、渡邊富孝
- 4 傍聴者等の数 3人
- 5 次 第
 - (1)第41回山梨県環境保全審議会
 - ア開会
 - イ あいさつ
 - ウ議事
 - エ その他
 - (2)閉会
- 6 議事に付した事案の件名

[審議事項]

- (1)温泉法に基づく掘削の許可について
- (2)鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

[報告事項]

(1)第2次山梨県廃棄物総合計画の進行管理について

14:00 1 開 会 ただ今から、第41回山梨県環境保全審議会を開会いたします。 司 会 2 あいさつ 部長あいさつ 森林環境部長 森林環境部長あいさつ 会長あいさつ 튽 会長あいさつ 会 新委員紹介 ここで、推薦団体の役員変更に伴い、新たに就任された委員の方 司 を御紹介させていただきます。 山梨県猟友会 会長の 藤巻 光美(ふじまき みつよし)委員 です。 次に出席状況についてであります。本審議会の委員は30名です。 会 司 本日は、そのうち22名の出席をいただいており、過半数に達し ておりますので、規定(山梨県附属機関の設置に関する条例第6条 第2項)により本審議会が成立していることを御報告します。 本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第6条および山梨 県環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされており ますので、委員の皆様には御了解をいただきたいと存じます。 それでは、議事に入らせていただきます。 3 議 事 審議事項 はじめに、審議事項(1)の「温泉法に基づく掘削の許可につい 会 튽 て」を議題とします。これは、温泉法第32条の規定に基づく審 議事項です。 この件につきましては、7月9日に温泉部会が開催されました。 部会での審議結果について、部会長から報告をお願いします。

温泉部会長

資料NO.1により、温泉部会長が説明、報告

会 長

温泉部会長からの報告が終わりました。御質問、御意見がありま したらお願いします。

委 員

審議事項(1)資料4ページにありますように、韮崎市の横内公明市 長より掘削申請地周辺には住宅があって、現行法をもって定めて あります公害規制、振動規制法、悪臭防止法、そして、騒音規制 法に抵触しないよう十分周辺住民に配慮願いたいとの意見書が出 されております。

韮崎市民の良好な住環境と県民生活の静穏を保持する上からも、この意見書に対して具体的な防止策等を明記した誓約書を申請者から提出されることを条件とした温泉掘削許可を出すことが、韮崎市役所への苦情や後々の紛争問題、韮崎市民の精神的不安の軽減の解決につながるものと考えますが、いかがでしょうか。

なぜ、このような条件を付け加えるかと申しますと、約11カ月間に及ぶ掘削期間、そして、高額な事業計画にあります。申請者は、不動産業をしている法人のようですが、山梨県温泉法施行細則第2条の掘削申請添付書類として、「資金繰り計画書」が出されております。

では、条件を加える理由について説明します。

申請内容から、山梨県温泉法で定められております制限掘削深度 1,500メートルまでに温泉を掘り当てようとしているようですが、ロータリー工法の大口径大震動掘削機を使用しますと、大型大音量のジェネレーターを電源として使用することになります。そうしますと、約11か月間、このジェネレーターからは、機種にもよりますが、大方、過大な騒音と振動、場合によってよい、温泉掘削申請地の振動規制法第一種区域の昼間における650ボル以下、そして、騒音規制法第二種区域の昼間における50ボル以下、そして、騒音規制法第二種区域の昼間における50ボル以下、そして、騒音規制法第二種区域の昼間における50ボル以下の規定値をはるかに超えるものと予想されます。それによって、韮崎市民の安全で快適な日常生活、住環境は阻害され、約11カ月間の工期期間中、壁にひびが入ってきて気分が悪い、高齢者および病人がいるので心配、等々の苦情が横内市長へ寄せられる可能性があります。

そのため、横内韮崎市長からの意見書に対して、その内容の誓約書を掘削着工条件として提出させておくことが必要であります。

具体的には、環境保全に関する今回の議案の公害関連法規、振動規制法、騒音規制法、悪臭防止法の規定値を超えない防止対策計画書や意見書に指摘されている作業時間あるいは作業停止日、つまり、作業時間は、平日午前9時から午後5時、土曜日午前9時から正午まで、作業停止日は土曜の午後から日曜日および祝日等の計画書、掘削予定周辺住民への作業現場周辺での安全対策、子供たちが安易に作業現場に立ち入れないような対策、本年2月の大雪や地理的状況から、八ヶ岳おろし等の強風によるやぐらの倒壊への対策検討等が必要であります。このような事前の対応をしておくことにより、約11カ月間、市民の静穏な生活住環境は守られることになります。温泉は、県民の県有財産です。どうか自噴しますことを、そして、むやみにポンプに頼り、当審議会に再び動力申請が出されないよう期待しております。

会長

それでは、ただいまの御質問について、県のほうから、いかがで しょうか。

大気水質保全課長

大気水質保全課のほうから、お答えをさせていただきます。

今、委員御指摘のように振動規制法、騒音規制法等の区域があるということで、市民の生活を保全するために規制するという話がありました。これにつきましては、振動規制法、騒音規制法につきまして、特定施設がある場合には、その振動、騒音について規制があります。また、悪臭についても規制があります。これにつきましては、工事等をする際には、法令に基づいた適正な工事になるよう指導することになります。ですから、法令に基づく基準を守ることは当然であります。ですから、法令に基づく基準を守ることは当然であります。ただ、もちろん工事中には、行政のほないかと考えております。ただ、もちろん工事中には、行政のほうで工事の状況を確認させていただいて、住民の方に迷惑がかからないように指導していきたいと考えております。

会長

委員、よろしいでしょうか。

委 員

はい、結構でございます。

会 長

県のほうでも注視していただくということです。他にいかがでしょうか。

それでは審議事項(1)の「温泉法に基づく掘削の許可について」、 御異議ございませんか。よろしいですか。

	異議なし
会 長	はい、ありがとうございます。それでは、知事からの諮問に対しまして、当審議会として異議がないことを答申させていただきたいと思います。
会 長	次に、審議事項(2)の「鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」を議題とします。 この件については、7月18日に鳥獣部会が開催されました。部会での審議結果について、部会長から、報告をお願いしたいと思いますが、その前に再指定の概要について、事務局から説明をお願いします。
みどり自然課長	資料NO.2により、みどり自然課長が説明・報告
会長	- 引き続き、部会長から報告をお願いします。
鳥獣部会長	鳥獣部会での審議状況を報告
会 長	事務局および鳥獣部会長からの説明、報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。
委員	特別保護地区の管理方針についてお伺いしたいのですが、定期的 に巡視を実施するということになっているようですが、いつ、だ れが、どのような方法で実施するのでしょうか。
みどり自然課長	特別保護地区内の巡視は、鳥獣保護員が行っております。各地区で総勢73名の鳥獣保護員が指定されておりまして、その方々にお願いしております。それから、希少種ですとか、水環境の調査、あるいは、巡視ということで、山岳レンジャーの方々にも巡視をお願いしております。
会 長	はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。
委員	現場で何人かお会いしているのですが、例えば、通行止めの中に 特別許可を取って入ってくる人たちがいまして、それはそれでい いのですが、例えば、腕章を巻いていないとか、その方々の身分 を明かすようなものを携帯していないので、私たちが実際現場に 行ってみると、非常に不審感を持って見てしまう可能性がありま

して、鳥獣保護員や山岳レンジャーの方々には、その身分が分かるようなことをしてあげないとかわいそうです。巡視の人達が、そういう目で見られているようですので、その辺を改善していただきたいと思います。

会 長 事務局お願いします。

みどり自然課長 鳥獣保護員には、腕章等が、山岳レンジャーには、身分証等がご ざいますので、巡視の際はそれらのものを着用するように徹底し

たいと思います。

|会 長| 他いかがでしょうか。

委 員

私も昨年まで、白鳳地区にシカの駆除に行っておりましたが、山 は何のためにあるのか、山の木が何のためにあるのかということ で、平成21年までは、鳥獣保護区に猟友会の会員は入れません でした。猟ができなかったわけです。その当時は、そんなにシカ も多くはなかったのですが、最近は、先日、知事の話にもありま したが、県内に4万頭のシカが繁殖しています。そこで、平成2 9年3月末までには、適正生息数に減らすべく猟友会でも協力し てほしいとの話がありました。みどり自然課から、猟友会で管理 捕獲の要請を受けたわけですが、現在、保護区内の木が枯れてき ている状況です。シカが、自分の頭の辺りまで木の皮を丸く全部 食べてしまいます。木は、その幹と皮のところから水を上げて青 々と茂っているのですが、その水を上げることができなくなって しまい、木が枯れてしまいます。木が枯れると、山に大雨が降っ た際に、一度に雨が地面に降り注ぎます。最近は、山梨県でも、 特に白鳳、秩父地区などで、木のちょうど人間の背丈ぐらいの所 をトタンで囲んでシカに食べられないようにしています。日を決 めて山に行って、管理捕獲を行っておりますが、シカも利口で、 実行する日には、保護区でない休猟区のほうへ逃げてしまいます。 平成21年当時は、保護区で1日に15頭ぐらいは捕獲していま したが、最近は、5頭ぐらいだと聞いております。そういう意味 で、先ほど鳥獣部会長からも話がございましたが、このシカの駆 除をしないと、山梨県の緑が失われてしまいます。緑が失われて しまうと、大雨が降った場合に、今まで木が吸ってくれていた水 が、そのまま山肌に落ちてきてしまいます。最近、長野県ではカ モシカという、従前、捕獲に制限のあったシカを間引くこともし ております。山梨県でも、シカの数を平成29年3月末までに適

正生息数まで減らすことを目標にしていまして、猟友会としてもカモシカも含め、シカの駆除に力を入れております。白鳳と大菩薩の各地区の猟友会の会長からも特別保護地区の再指定をしたほうがいいという意見が出ております。再指定をしていかなければ、山梨県の緑が失われてしまうのではないかと考えます。

会 長

どうもありがとうございました。猟友会には、これからも県はい ろいろとお世話になるということだと思います。それでは他にい かがでしょうか。

この審議事項は、この特別保護地区の再指定をするということ、それから、今回から、特別保護地区の管理方針に「ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性が損なわれていることから、鳥獣の生息環境の保全を図るため、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整の実施に努める」という文言を入れたということでございます。では、御異議ございませんでしょうか。

異議なし

会 長

はい、ありがとうございます。

それでは当審議会として県からの諮問に異議ない旨を決定いたしましたので、そのように県に答申いたします。

報告事項

会

長

続いて、報告事項に移ります。

報告事項(1)の「第2次山梨県廃棄物総合計画の進行管理について」を議題とします。これは、第2次山梨県廃棄物総合計画第8章「計画の推進」に基づく報告事項です。

この件について、事務局から説明をお願いします。

環境整備課長

報告事項(1)資料により、環境整備課長が報告

事務局からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。

委 員

一般廃棄物に関してですが、平成20年と24年の比較で、どれぐらい減少したのかとか、1人1日当たりに家庭から排出されるごみの量が減ってきているというのが4ページに評価として書かれていますが、私は、人口の減少も大きな要因を占めているのではないかと考えております。また、老齢、高齢化といいますか、高齢者世帯が増えることによって、1日1人当たりの排出するご

みの量が減ったりするなど、人間の影響が結構あるような感じが しますので、まだまだ施策を充実させることによって、改善して いくのではないかと思いました。

会長

はい、ありがとうございます。御意見ということですね。 他にいかがでしょうか。今の御意見に対して事務局のほうから何 かありますか。

環境整備課長

委員がおっしゃるとおり、人口減というのは非常に大きな要素と考えまして、この計画を策定する時に、人口減を前提として、目標年次の排出量を29万3千トンということで計画しており、施策で人口減を上回る削減を目指そうということで取り組んでおります。ただ、実際は、目標に追いつかない状況になっておりますので、引き続き努力していきたいと考えております。

会 長

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。 よろしいですか。それでは、報告事項(1)の「第2次山梨県廃棄物総合計画の進行管理について」は、事務局からの報告のとおり、了承するということでよろしいでしょうか。

異議なし

会 長

どうもありがとうございました。 それでは、本日の議事については、以上で終了いたします。 委員の皆様には、議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。